図表 3-7-5 「でらじのでら小屋」プログラム内容

時間	内容
9:00	会場準備
9:20	参加者受付開始
9:30	開始・オリエンテーション・宿題の確認
9:45	学習開始 ・グループに分かれて、大学生が 1 名ずつ配置 ・わからない点の質問対応、丸つけを行う。
10:15	休憩
	レクリエーション(じゃんけんゲーム①)
10:30	学習開始 ・グループに分かれて、大学生が 1 名ずつ配置 ・わからない点の質問対応、丸つけを行う。
11:00	休憩
	レクリエーション (じゃんけんゲーム②)
11:15	学習開始 ・グループに分かれて、大学生が 1 名ずつ配置 ・わからない点の質問対応、丸つけを行う。
11:45	アンケート記入、弁当配布
12:00	終了、会場片付け

【「でらじのでら小屋促進会議」の実施】

学習支援の取組を地域資源と連携しながら継続性を持つた取組に発展させることを目的 に、「でらじのでら小屋」実施後に協力関係者によるオンライン会議を行い、取組の振り

返り、及び、今後の課題や協力体制について意見交換を行った。大学生の運営協力について調整を行った大学研究者、当日の周知広報に協力した子ども総合相談センター相談員と、それぞれの視点から気づいた点や、課題を感じた点などディスカッションを行い、今後の取組に関する方向性について考察する機会とした。



オンライン会議の様子

【主な議事内容】

- ・参加対象者の整理や絞り込みについて
- ・対象者をセグメントした周知広報の方法
- ・参加者アンケート結果の共有
- ・参加費の設定
- ・参加者との関わり方について(大学生の学びや気づき、経験につながる取組として)
- ・地域関係者や大学生の協力体制

(4) 取組の評価(成果) について

【安心して過ごせる心地よい居場所の提供】

参加者は小学生の低学年が多いことから、学習を行う時間帯と、遊びのプログラムを行う時間帯に分け、個々の集中力の持続について配慮しながら、当日のタイムスケジュールを検討した。運営協力に参加している大学生も遊びに参加しながら交流することで、異年齢によるコミュニケーションが図れている。

長期休業中、保護者が子どもと一緒に過ごすことが難しい家庭では、宿題についてわからない点を教えてもらう機会が特に少ない傾向にある。さらに塾などに通うこともない場合、徐々に学習に困難を感じていく様子も見受けられるため、教えてくれる人がいる、話し相手がいる環境をつくり、子どもに安心感を与える機会を長期休業期間の開始前後につくることは、学習習慣の形成を支援することにおいて適切な実施時期と捉えている。

家庭に課題を抱えながらも、保護者が自ら SOS を出すことができず、子どもが地域で孤立しているケースもある。支援機関と連携することで、本取組に参加するきっかけをつくることができれば、そのような課題を抱える子どもたちとコミュニケーションを図る機会創出の可能性があると考えている。

【個別のニーズ等を把握】

本取組の実施に際して、事前の広報において、近隣小学校と子ども総合相談センターに協力を依頼し、ひろく地域の小学生に広報すると同時に、福祉的な支援を必要とする家庭に対して個別の周知を行った。結果的に参加者数が想定していた定員の 3 割程度での実施となり、参加者募集の広報のやり方や周知期間、参加費の設定に課題を残す結果となった。

でらじのでら小屋促進会議(以下「促進会議」記)において、広報に関して意見交換を 行い、今後の実施に向けて整理する点や、改善する点について洗い出した。広報に関しては 事前の告知期間が短かったこと、本取組の参加対象を地域からひろく募集するか、要支援児 童等を対象とした福祉的な支援を必要とする子どもに絞り込むかなど今後の論点が整理された。

参加費の徴収について、受益者負担として 200 円の設定で行ったことが、結果的に貧困や経済的負担を感じている層に対して、参加ハードルを上げる要因になったのではないかとの意見が出た。家庭に問題等があり支援を必要とする子どもの参加を促すにあたり、参加費無料での実施や、参加者負担の場合は減免などの対応について、今後の検討課題となっている。

小学生(1年生~6年生)を対象として実施したが、兄弟姉妹に中学生がいる家庭も多い ことから、参加対象を中学生まで受け入れることで、対象の幅をひろげることも一案として 意見が出たが、中学生の学習をサポートできる人材の確保など、運営体制の課題等を鑑みて、 現状においては将来的な検討事項に留めておくことにした。

企画段階においては、実施会場での食事提供により、参加者とコミュニケーションを図る機会を検討していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、弁当を提供し自宅に持ち帰ってもらうことにした。保護者からは弁当の提供が参加の後押しになったことなど、当日のヒアリングや事後のアンケートからうかがえた。

【保護者、家庭への助言・相談支援】

近隣の小学校は、長期休業中の宿題について、保護者が丸つけを行い提出することになっている。共働き世帯、多子家庭、ひとり親家庭、保護者が精神疾患等を抱えている家庭などで、丸つけについて負担や困難を感じているケースがあることから、本取組は、そのような家庭の保護者に対する支援としても取組の目的に据えている。

【生活習慣の形成支援】

本取組は、小学校の長期休業期間に入るタイミングで実施されている。共働き等により保護者が不在がちの家庭において、子どもが家にいる時間が長くなることから、休み期間中の家での過ごし方や、宿題の取り組み方について助言する機会としている。

全体のプログラムは「学習タイム」、「レクリエーション」、「休憩」を繰り返し、 おおよそ 3 時間程度のタイムスケジュールが、集中力を持続させながら学習に取り組める 時間割であることが参加者の様子から見て取れた。

長期休業期間後、完璧主義の傾向にある子どもが、宿題ができなかったことがきっかけで不登校や登校しぶりになるケースも見受けられることから、家庭内における保護者のサポートが十分に及ばない子ども等に、地域で学習を支援する機会をつくる点は、長期休業期間中の見守りの一環として重要なポイントと考えている。

【他事業所や社会資源との連携、協働の体制づくり】

きらりの森に、参加者への弁当の提供について協力依頼した。障害福祉サービス関係者との連携を考察するきっかけになり、今後、コロナ禍が落ち着いた際には、実施会場での軽食の提供についても連携し、参加者や大学生とのコミュニケーションを図りながら、安心して学習に取り組める環境づくりを検討していく。



大学生がサポートしている様子

松山市畑寺福祉センターによる実施会場の提供、松山東雲女子大学による大学生の運営協力があることで本取組が実施できる運びとなっている。特に児童厚生員の人員体制が限られている状況において、参加者の学習をサポートする役割を大学生が担うことは重要なポイントであり、今後の運営体制における継続的な連携を期待したい。

関係者による促進会議を実施し、本取組を持続可能にするための意見交換が行われたことは、今後の展開において取組の継続性や定着化を検討する上で、関係機関との連携強化の重要な機会となった。

【自治体における相談支援体制との関係】

子ども総合相談センターとの連携により、学習に困難を感じている子どもへの周知広報について、センターが把握している中で、下記属性の対象に個別の声がけを実施できる可能性を見出している。

図表 3-7-7 子ども総合相談センターが把握している家庭

- ・長期休業期間中、保護者が子どもと一緒に過ごすことが難しい家庭
- ・両親が忙しく、塾や児童クラブにも行かない子ども
- ・一人っ子
- ・多子家庭、保護者が妊娠中の家庭の子ども
- ・経済困窮の家庭の子ども
- ・ひとり親の家庭の子ども
- ・子育ての支援が必要だが、自ら支援を求めることができない家庭の子ども
- ・地域で孤立している家庭の子ども
- ・保護者に精神疾患等がある家庭の子ども
- ・不登校や登校しぶりになった子ども
- ・宿題をめぐる親子喧嘩にある家庭の子ども

(5) 取組に関する課題および今後の展望

促進会議において、取組の参加対象者の整理について議論された。今後、福祉的課題を抱える要支援児童を参加対象として受け入れていく場合、学習面のサポートを大学生が行うことについては慎重さも必要であり、課題を抱える参加者とのコミュニケーションの取り方、心理的なケア等において、ソーシャルワークの機能を発揮していくための運営体制の構築が求められるものと考えている。

実施場所が遠方で来られない子どもたちの参加ニーズはあるものと認識していることから、館外実施でアウトリーチしていくことの重要性については関係者間で共通の課題として取り上げられている。今後、市内の他児童館への横展開など、可能性について検討されることを期待したいところである。

本取組の運営体制については、児童厚生員だけでは人員的な制約もあることから、大学生の運営協力を得られることで実施可能性を高めている。現状は松山東雲女子大学の大学生に協力を依頼しているところだが、促進会議において、他大学にも取組の協力に関するニーズがあるのではないかとの示唆があり、今後、連携先の協力機関をひろげていくことも、ひとつの案として検討されている。このような地域の関係機関による意見交換の機会は、情報共有による地域ニーズの把握や、さまざまな関係者からの新たな視座の提供につながる点において、取組の持続可能性を高めるための重要なポイントと考えている。

8. 支援について考える

コラム① 「社会福祉士配置による効果」

高橋 由香里(北名古屋市鍜治ケー色児童館 館長)

児童館に勤めながら社会福祉士の資格を取得

私が勤めている児童館は、NPO法人が指定管理者として運営する、児童クラブ併設なしの単独館です。平成15年から勤め始め、20年から館長をしています。家族形態の多様化、福祉的課題の多さから、自分の経験やスキルだけでは的確な支援ができないと感じていました。福祉に関して基礎から学びたいという思いで、館長に就任後、働きながら通信制の大学に通い受験資格をとり、社会福祉士の資格を取得しました。

当初は、資格は取ったものの自信がないので、社会福祉士と名乗ることができませんでした。ある日、児童館の近くで統合失調症の女性がふらふらしているところを見かけ、保護したときに、専門機関や病院の相談員への経緯の説明、女性を留めておくための声かけなど、社会福祉士の学びが役に立ったことがありました。専門機関の方に報告が的確だったと言われ、そこで初めて、実は社会福祉士ですと名乗りました。その際、連携先には、社会福祉士であることを先に伝えた方が深いところまで質問できるので良いというアドバイスを受けたことをきっかけに、それ以降、きちんと伝えるようにしています。

社会福祉士は、専門的な知識と技術を持った上で、福祉に関する相談援助を行い、助言を したり、時には指導をしたり、他機関と連携していく役割を担っています。児童館でも、他 の児童厚生員にとって、荷が重い相談については、社会福祉士としての知識を生かして支援 にあたっています。

児童館における社会福祉士の役割

私たちが日頃から主に取り組んでいるのは、子育て支援では相談援助、母親同士をつなぐ仲間づくり、小学生では虐待、ネグレストの予防と早期発見、そして、生活困窮の家庭の子どもには、関係機関と連携を取りながらの支援などです。中高生に関しては、心のケアが必要な子どもが定期的に来館しているので、こちらも関係機関と連携しながら支援を行っています。児童館は、妊娠期から18歳まで、切れ目のない支援ができる貴重な施設なので、その特性を生かした取組ができます。

児童館における社会福祉士は、高齢者や障害者施設のソーシャルワーカーや、病院の医療ソーシャルワーカーと大きく違います。後者は、相談を目的として来てくれますが、児童館の場合は、自由に来館してくるなかで、子どもたちが自覚していない困りごとをみつけ、支援につなげていくことが求められます。保護者の顔も、家庭環境も見えない状況で、「それはこの子の家庭では当たり前のことかもしれないけれど、少しズレを感じる」ことなどを、周りに知られることなく、自分自身で気を付けていけるようさりげなく子どもに声をかけていきます。

また、長きにわたり子どもたちをみてきて気がかりなのは、投げやり、集中するものが みつけられない、居場所がない等、自己肯定感の低さを感じるところです。もっと自分のこ とが好きになり、もっと大切にできれば、しんどくなる前に防げるのではないかと思ってい ます。子ども自身がさまざまな体験を通して自己肯定感を高め、自分を大切にできる子ども になってほしいという思いがあり、何か気づきがあれば、予防的な観点から、支援につなげ られる糸口を探ります。

病院では医者が、健診では保健師が、相談者に対してさまざまな質問をしていきますが、 児童館では相手から話してもらえるような展開に持っていくための関わりや取組が必要で す。例えば、乳幼児親子が来館して、親子の様子に何らかの気づきがあれば、遊びを通した 直接的な関わりを入り口に、距離感を保ちつつ、歩み寄っていきます。そのなかで一人ひと りに合わせたスタンスで、時間をかけて丁寧に寄り添いながら、相談援助につなげています。 社会福祉士を名乗ることは、関係機関に連絡する際、課題に対しての説得力があり、安心 して任せられると信頼を得るようになりました。それによって子どもが楽になるなら、資格 を持って支援にあたることは価値があると思います。

このように、児童館に社会福祉士を配置することで対応できることが増えていきますが、 先に述べた、社会福祉士的な視点で考え、地域で支援を行っていくことは今後求められてい くことです。そのためにも、すべての児童館において、学びの場を作ることが大切ではない でしょうか。

社会福祉士的視点を学び、児童厚生員のソーシャルワークスキルを上げる

現在、全国の児童館のなかで社会福祉士が配置されている施設は約7%(平成28年度全国児童館実態調査)。私は勤め始めてから必要性を感じて資格を取りました。現在も、資格取得に向けて頑張っている仲間もいます。発達に関する困りごとや障害児対応など、子どもたちのためになんとかしたいという思いが自己研鑽につながっています。資格取得が目的ではなく、当たり前の日常を支えるソーシャルワークスキルを身につけ、日々の子どもたちの支援に役立てることが目的です。そのような意識を持って、研修・テキスト等から多くの知識を得て、それらを蓄えていきます。その過程が必要なのです。社会福祉士としての

専門的な視点というのは、資格の有無にかかわらず、児童厚生員には必要な視点だと思います。

ソーシャルワークスキルの自己研鑽を重ねることで、児童厚生員のスキルアップ、そして 援助の質の向上につなげていくことができます。その上で、さらに勉強したいと思えば、 資格取得を目指すのも良いのかもしれません。

社会福祉士として、いつも心に留めている言葉があります。

「利用者を属性から捉えることなく、一人ひとりに尊厳があり人権がある。

百人いれば百通りの支援、それは絶対外せない。必ず一人ひとりの尊厳を据えて」

コラム② 「思春期の課題に対する対応」

安次富 美和(沖縄市宮里児童センター 所長)

沖縄市には、児童館3館に加え、児童館機能を備えた体験学習施設が1館(すべて公設公営)あります。私が勤務する児童センターがある地域は、市内でも子どもの人口が多く、子育て世代にも人気のエリアとなっています。当児童センターは、中学校と大型公園が隣接し、公設民営の放課後児童クラブも併設している施設です。

これまで関わった福祉的課題を持つ子どもたちの状況は、同じ市内でも地域格差があり、経済的困窮からライフラインが厳しい状況で生活している子どもたちもいます。ヤングケアラーや若年出産をはじめとする思春期の課題に対し、関係機関や地域との連携により対応をしています。

近年の地域の課題としては、追い詰められた生活環境でなくても、シングル世帯やステップファミリーの子どもたちが家族団らんの空間を求めて、仲間と集い非行へ走る思春期の子どもたちの存在です。

私達が現在関わっている思春期の子どもたちとは、笑い合う日もあり、衝突する日もあり、この対応でよいのだろうかと葛藤する日々もありました。ですが、やっていくなかで救いなのが「あの子たち、かわいいんですよ」という児童厚生員の声です。

その子どもたちは、学校に行き場がなく、児童館向かいの公園と児童館に集い、朝から来館したり、学校を抜け出してきたり、また校区内の子どもたちだけでなく、校区外や他市の思春期の子どもたちとともに集団化することがあります。学校生活の時間帯に来館することに賛否両論あり、子どもたちの課題ある行動を認めるわけではないのですが、家庭環境からの影響による、今の子どもたちの姿であることから、学校や関係機関との連携を仰ぎ、地域の協力をいただきながら、児童館がその機能を生かし「居場所=拠り所」となるよう、支援を継続してきました。

個性豊かな地域有志の力とともに子どもたちを守り支えていく

このような支援を続けるなか、児童館のキーバーソンとなっているのが「地域の有志の方々」です。児童館の現状を相談したところ、地域有志の皆さんが子どもたちを見守り、時には子どもたちへ叱咤激励することが見受けられます。この地域有志の皆さんは、子どもたちの幼少期を知り、保護者のことを知っていることから、子どもたちの反応が違います。公的機関とは違う地域のつながりがある支援を担っていくだろうと期待しています。

児童館職員の異動があっても、地域と児童館がつながっていることで、行き場のない子ど もたちの拠り所が、地域にあり続けることをねらいにしています。

中学生女子の児童館への思い

小学生から利用する中学生がある日、児童館のことをこのように話していました。

- ▶地域有志主催のゆんたく会(座談会)にて 「他の学校と比べて、ここの学校はどうか?」という地域の方の質問に 「児童館があるから、いいんじゃん!」
- ▶学校抜け出して来館し、乳幼児の親子を見かけた時 「こどもができたら、児童館に連れてきたい」 と、児童館への思いを聞くことができました。子どもたちには、さまざまな支援者が 関わり、個別支援をしています。

ただ、最近感じることは、子どもたちのために支援体制を整えていますが、本人が支援の場に向かわないため、支援の滞りがあります。でも児童館は子どもたちの意志で利用する居場所。だからこそ、子どもたちたちが集います。

「自殺予防週間」の取組~子ども目線と支援者目線の相違~





上記のポスターは令和3年8月に取り組んだ「自殺予防週間」のオリジナルポスターです。支援者目線で爽やかなイメージで①のポスター案を作成しますが実際に、子どもたちに見てもらい、子どもたちへのヒアリングからスタートしたところ「ありきたり」「相談できるポスターって感じがしない」「他のポスターと同化して、目につかない」とのご指摘を

受けました。

子どもたちから「光と闇のある色合い」「孤独感を感じるイラスト」「リアルワード」「電話番号は大きく」「SNS活用」などのご提案により、出来上がったのが②のポスターです。この取組で、子ども目線と支援者目線の違いをあらためて痛感させられたのでした。子どもを支援する際に支援者が常に意識しておかなくてはならないことだと思っています。

思春期世代とのつながりに SNS を試験運用

思春期世代や若年出産を経験した親世代と関わるなかで、若者のコミュニケーションツールの1つとなっている SNS の活用について、職員間で議題に取り上げました。運用するなかでのリスクも想定しつつ、適切な運用方法について職員間で話し合い、個別のアポイント支援(来館を促すこと、必要な支援につなぐことなど)を目的に、現在 SNS の試験運用を行っています。このような取組に関しては、さまざまな意見がありましたが、過去の価値観にとらわれず、時代に応じた支援やあらたな価値観の創出は必要だろうと考えています。

「地域の拠り所=児童館」を目指して

私は市内数か所の児童館に携わってきたことで、当時幼かった利用者が親となり、児童館を利用するケースがあります。なかにはシングルマザーで子育てをしている児童館 OB もおり、その子からの SOS をキャッチできるチャンスを得られているのは、長期的かつ継続的な支援が可能な児童館であり、児童厚生員だからこそできるつながりある支援だと考えています。

福祉的課題の支援はゴールが見えない支援ですが、今関わっている子どもたちの 10 年後には、「地域の拠り所=児童館」が当たり前に存在しているように、地域とともに歩み、その子どもたちが必要な時に戻ってきやすい児童館を作り上げていきたいです。

コラム③ 「要保護児童対策地域協議会や地域のネットワークに おける児童館への期待 |

河崎みゆき (一般財団法人児童健全育成推進財団 総務部 主任)

私は現在、全国の児童館を支援する児童健全育成推進財団で会員の管理や調査研究などを担当しています。財団に入職する前は、人口 2 万 4000 人ほどの地方自治体に勤め、子育て支援や児童福祉関連の仕事に携わりました。児童館業務や要保護児童対策地域協議会(以下、要対協)の事務局業務など、当時の経験を振り返りながら、児童館に期待される役割について考えてみたいと思います。

所管部署から見た児童館の印象

私は、要対協の構成員の連絡調整役として、コーディネーター的な業務をしていました。 気になる様子がある子どもの情報提供や相談を受けた時には、その子どもの生活環境や 養育環境について情報収集をします。小学生についての連絡を受けた時には、必ず児童館へ 連絡し、利用がある場合には、その子どもの様子を確認していました。ケース会議が必要な 場合には、関係機関として児童厚生員にも出席いただき、一緒に検討していました。

当時を振り返り、なぜそのようなことをしていたか考えてみると、児童館の特性や児童厚生員の関わりには価値があると思っていたからです。私から見ると、児童館は「自由な空間」という印象がありました。児童館は、保護者も子どもも誰もが、自由に行くことができます。保育所のように、保護者の就労要件等も必要ありません。「何か」がなくても、身近で気軽に行ける場所だった印象です。子どもはどんな風に過ごしていてもよく、友だちと遊んだり、読書や勉強をしたり、児童厚生員と話したり、ときには甘えたりしています。このように自由に過ごすなかで、学校や家庭とも違う別の表情をみせることもあるようです。児童厚生員は、自由に過ごす子どもたちと接し、気になることがあれば、子どもに声をかけやすく、また、放課後児童クラブの子どもであれば保護者との関わりもあり、その子どもの状況をつかみやすいという印象がありました。

このような特性は他施設には無く、児童館固有のものだと思います。課題を抱える子ども や保護者に気づき、継続的に見守るためには不可欠な施設だと考えていました。

学校や所管部署において「子育て支援の拠点施設」として認知

自治体の施策として、児童館を子育て支援の拠点施設として位置付け、計画にも明記していました。また、年度始めに開催される校長会・教頭会や要対協の全体会議でも児童館の事業や役割を説明したり、所管課と児童厚生員とで、学校へ挨拶に行き、児童館の様子を伝えていました。児童厚生員は、参観日などの学校行事の時に子どもたちを見に行き学校に顔を覚えてもらい、日頃から関係性を築きながら児童館の役割を繰り返し伝えることもしていました。このような取組を通じて「児童館は遊びのプログラムの提供を通して、子育てに寄り添い、必要に応じて支援につなげる取組を行っていること」が、地域の関係者間で認知されていたと思います。

児童厚生員に求めるのは、気づきと遊び

日常の活動のなかで子どもや保護者とつながり、必要な支援につなげていくことができるのが児童館だと考えています。そのため児童厚生員には、「気づき」を求めていました。

児童厚生員は、その経験や感性、スキルを通じて感じた「気になったこと」に対して児童館としてできることを考え実践し、より支援を必要とするときには、所管課を通じて関係機関につなげることができます。そして、遊びについては、児童厚生員はプロフェッショナルです。どの児童館でも、遊びを通してあらゆる子どもたちの成長を見守っていくことを大切にしていました。遊びがあることで、すべての子どもたちを受け止めることができ、課題のある子どもも発見できるのです。

乳幼児の子育で支援においても、福祉的課題の予防、早期発見の役割を児童館に期待していました。保護者のなかには、不安や悩みを話すことで気持ちが楽になることもあるので、困りごとが深刻化する前に、解消することができるかもしれません。また、児童厚生員と乳児家庭全戸訪問事業の訪問員、新生児訪問・検診等の保健師とが情報共有・連携することで福祉的課題の予防や早期発見につながることもありました。学齢児についても、児童厚生員が日頃から学校との関わりを大切にし、学校の先生が、児童館での子どもたちの様子を見に来て情報共有する機会もありました。地域資源がそう多くはない規模の自治体だったこともあり、それぞれの関係者だけでは、すべてを抱えきれないからこそ、日頃のさまざまな機関とのつながりが強固で、あらゆる子どもたちが集う児童館は、地域の協力体制を構築するにあたって、大切な結節点だったと思います。

児童館ガイドラインの理解を深めること

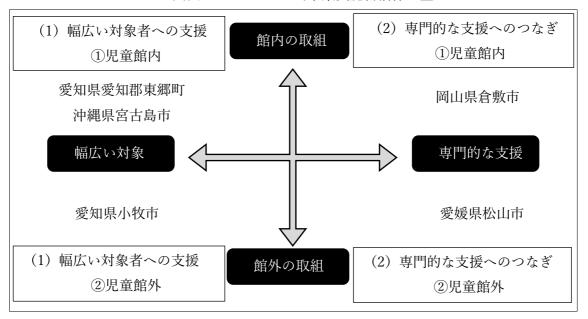
自治体のなかで児童館の役割が認知されていたのは、子育て支援所管課のトップが、 児童館の価値を認識し、関係各所への説明はもちろんのこと、児童館長として全児童館職員 (常勤も非常勤も含めて)対象の研修や普段のコミュニケーションのなかで、「児童館の役割」や「児童館ガイドライン」の内容を熱く語っていたからではないかとも感じます。

多くの児童厚生員は、困りごとや悩みを抱えている人に寄り添い、ときに早期に支援へと つなげられる可能性が児童館にはあることを、日頃の取組のなかで肌身に感じていること と思います。気づきを大切に、関係機関とつながり、日々の見守りの場として機能していく ことなど、その役割への理解を深める道しるべとして、「児童館ガイドライン」に記されて いることが、全国すべての自治体や児童館にさらに浸透していくことを期待しています。



1. まとめ

児童館に期待される、福祉的課題を抱える家庭に対する支援のあり方について、5 自治体のモデル的事業の取組を「幅広い対象に向けた取組」と「専門的支援と連携した取組」、「児童館内の取組」と「児童館外の取組」という対照的な軸に据えて、四象限に分け整理し、それぞれの象限における福祉的課題に対する支援の可能性についてまとめを行った。



図表 4-1-1 モデル的事業実施自治体の整理

図表 4-1-2 モデル的事業実施自治体一覧

支援範囲	場所	実施自治体	対象	取組内容	
幅広い支援	館内	愛知県愛知郡 東郷町	乳幼児親子	児童館における遊びや集いの場を 活用した母親等への相談・支援	
		沖縄県 宮古島市	中・高校生世代	児童館を拠点に中・高校生世代の コミュニティをつくる取組	
	館外	愛知県 小牧市	中・高校生世代	児童館外における中・高校生世代 が集う居場所へのアウトリーチ 活動	
専門的な 支援への つなぎ	館内	岡山県 倉敷市	乳幼児親子	「子育て相談」を通した児童館に おける継続的支援の取組	
	館外	愛媛県 松山市	小学生	地域の社会資源と連携した学習支 援及び軽食の提供	

(1) 幅広い対象への支援

①児童館内の取組(東郷町・宮古島市の取組内容を考察)

【困りごとや悩みを抱える保護者、支援を必要とする子どもを発見できる可能性】

児童館内で幼児親子向けの定期出張相談を実施した東郷町では、幼児親子を対象としたイベントを実施する日に、週2~3回のペースで相談員が出張した。相談員が、一緒に遊びのプログラムに参加し、親子と顔なじみになることでプログラム前後や休憩時間に気軽に困りごとや悩みを打ち明けられる環境づくりを心がけた。

宮古島市の取組では、子どもたちや保護者のなかに「児童館は小学生までが利用する施設」という認識が定着していたため、夜間開放を行い、中・高校生世代だけで過ごせる時間を設定した。ポスターにも「特別な居場所」という表現で広報し、SNSで情報を配信し、誰でも利用できる施設として周知することで、今まで来館したことがない子どもにも児童館の存在を知ってもらうきっかけとなった。また、軽食の提供を開始したことで、不登校など課題を抱えた子どもも含め、友達を誘って来館する中・高校生世代が増えた。さらに、高等学校に周知協力を行ったことにより、家庭の事情で十分な食事が取れていないと思われる生徒に対して、教職員がサードプレイスの情報を案内するなど、関係者との連携により支援を必要とする子どもを発見できる可能性も示している。

【支援機関や教育機関との連携により、福祉的課題に対する予防的な機能を 発揮できる可能性】

東郷町の取組では、館内掲示のポスターで事前に相談員が参加することを広報していたため、悩みや相談を受けた際には、その場で相談員に助言を受けるように促すことができた。児童館のイベントに専門職の相談員がいて、何かあれば相談できるという保護者の安心感は、福祉的課題の予防的な取組と言える。

相談内容については当日中に相談員と児童館館長で共有するとともに、帰庁後に記録用紙にまとめた。記録用紙は児童館館長と庁内の相談員で共有することで、支援を必要とする子どもを早期に認め、専門的な視点を踏まえて、庁内の相談窓口につなげた点は、ソーシャルワークの展開を考察する上で重要な視点となった。児童厚生員は、課題に気づける視点を持ち、連携先との協力関係を構築する役割が期待されている。

宮古島市の取組では、不登校の中学生が来館するきっかけとなり、「自分にとって安心できる場所」と認識したことにより、児童館に頻繁に訪れるようになった。当人たちには、「学校と保護者には安全確認のために連絡をするが、ここで過ごして構わない」旨を伝え、その後学校と保護者へそれぞれ連絡をすることとした。また、児童厚生員が学校に出向き、当人の様子を校長や生活指導の教職員と情報共有し、保護者とのやり取りへの参考としていただく等の連携を図った。児童館の事業は支援を必要とする中・高校生世代の早期発見につながる可能性もあることから、彼らの支援を行う上で、あらためて教育機関との連携が有効であることが示されたと言える。

【子どもや保護者の個別のニーズを把握し、安心して過ごせる居場所を提供 できる可能性】

東郷町の取組では、幼児親子向けにアンケートを実施した結果、特に発達や言葉の遅れに関する情報を知りたい要望が多いことがわかった。子育てに関する困りごとを相談でき、気軽に利用できて、安心して過ごせる居場所としての児童館の役割は大きい。乳幼児親子や児童厚生員向けに、言葉の遅れや伝わりにくさ、多動等、発達に関するテーマに特化した勉強会を開催することも、情報提供による有意義な支援となる。

宮古島市の取組では、小学生と利用時間帯をずらした中高生専用タイムの設定やWi-Fi の提供など、中・高校生世代のニーズに合った雰囲気作りで来館を促した工夫がある。サード・プレイスの取組を周知するにあたり、口コミはもとより、SNS を活用した広報の有効性も示している。短い期間では、福祉的課題を抱える中高生に出会うことは難しく、参加が少なくても、活動を継続することで、より多くの中・高校生世代との接点を増やし、福祉的課題を抱える子どもたちの早期発見につなげていくことが期待される。

②児童館外の取組(小牧市の取組内容を考察)

【地域の関係機関と連携して実践される児童厚生員のアウトリーチが、個別 のニーズ把握や、児童館への来館を促すきっかけ作りになることの可能性】

小牧市内にある中・高校生世代が集まる公的施設や商業施設に対して、連携を提案する機会を持ち、あらためて児童館の役割や機能を伝える機会があったことは、有意義なものだったと言える。児童厚生員がアウトリーチしていくことは、今まで接点のなかった地域の関係機関と新たな関係性を構築する上で、重要な活動である。また、取組の対象である

中・高校生世代の生活実態を知るために、高校生にアンケート調査を行ったことで、居場所についてのニーズを把握することができた。372件の有効回答を得られたことは、市内の私立高等学校と連携し、校内で「放課後児童館」を実施したことにより、アンケート調査の協力について直接的な依頼ができた点も大きい。

【直接支援につながらなくても、困ったときに相談できる児童厚生員の存在 や、児童館の特性の認知向上につながる可能性】

中・高校生世代は、児童館で待っていてもなかなか来館者が増えない実情もあるので、外部に出向きたいという思いから、アウトリーチ活動を行ったが、モデル的事業の取組においては、結果的に相談機関や支援につなげるケースは無かった。しかし、中・高校生世代とコミュニケーションを図る新たな機会をつくることができ、児童館や児童厚生員の存在を認知するきっかけをつくることができた点は、中・高校生世代に対するアウトリーチ活動の可能性を示している。今後も、定期的に遊びを通した活動を続けることで、より多くの中・高校生世代との接点が生まれていくことが期待され、居場所として利用する子どもたちの困りごとや悩みを聞き取る機会の創出につながるものと考えている。

(2)専門的な支援へのつなぎ

①児童館内の取組(倉敷市の取組内容を考察)

【専門の支援機関との連携による一次的な相談の実施可能性】

児童家庭支援センターとの連携で、子育て相談を定期的に行った倉敷市では、継続して参加する親子と相談支援員との関わりが形成される傾向が見られた。児童館で軽微なものから深刻な課題まで、子育て中の困りごとや悩みを専門的な視点から相談対応する機会をつくる意味は大きい。

気になる親子が参加している場合は、相談支援員が子育て相談の場への参加を促し、継続して相談が必要と思われる親子は専門相談につなぎ、その後のサポートに結び付けるケースもあり、児童厚生員が外部の社会福祉士や保育士等の専門職と連携することで、児童館内で一次的な相談対応が行える可能性を示している。

児童館は、保護者にとって、専門の相談機関よりも来館への敷居が低く、児童厚生員とのやり取りのなかで、子育てに関して気軽に相談しやすい点がある。相談者のなかには、自治体や支援機関に自身のことを認識されることに抵抗を感じている人もいる。また、深刻化する可能性のある福祉的課題を抱えているケースもあることから、倉敷市の取組における外部の専門職との連携は、児童館において有効な体制づくりと言える。

相談記録用紙の共有・更新、情報共有ミーティングの実施は、児童館と児童家庭支援センターが相談者に対して共通の視点をもち、その後の対応について適切な情報の共有につながっている。児童館が個別の対応を継続的に行うにあたり、ソーシャルワーク機能を発揮するための下地が形成されていると言える。

【専門の支援機関との役割分担により、児童館がソーシャルワーク機能を 発揮できる可能性】

倉敷市の取組では、子育て相談の取組を体系化した運営マニュアルを整備し、今後、児 童厚生員や相談支援員の担当者が交代しても、持続可能性を持って取組が継続されていく ことが期待される。

相談者の継続的な支援や見守りを行うにあたり、児童厚生員は遊びのプログラムを実施 しながら親子を観察し、相談支援員が行う専門的な相談対応をサポートしている。それぞ れが持つ資質を生かした役割分担により、児童館が担うことができるソーシャルワーク機 能の可能性をひろげていると言える。

②児童館外の取組(松山市の取組内容を考察)

【児童館に来館できない(しない)子どもや、地域で孤立した状態にいる子ども、要支援児童を発見できる可能性】

松山市の取組では、事前の広報において、近隣小学校や松山市子ども総合相談センターと連携することで、地域の小学生に広報すると同時に、福祉的課題を抱えている家庭に対して個別の周知を行うことができた。結果的には、参加者数が想定していた定員の3割程度での実施となり、参加者募集方法、周知期間、参加費の設定など、課題を残したところだが、課題を抱える対象者に直接的に来館のきっかけとなる広報が行えたことは、関係者

との連携により支援を必要としている子どもや、さまざまな事情や課題を抱え孤立した状態にある子どもに対する、児童館の特性を生かした支援の実施可能性を示している。

食事の提供については、学習が困難な児童の背景には、生活困窮等によってなかなか十分な食事を得られていない子どもたちもいることから、家庭の事情や生活に課題を抱えている子どもの来館のきっかけづくりとなる可能性がみえる。

【専門の相談機関と連携しながら、支援を必要とする家庭にアウトリーチできる可能性】

関係者が参集して地域ニーズの分析や、それぞれの役割等について協議される機会をつくりだしたことは、地域資源との継続的な協力体制を構築する上で、取組の持続可能性を 高めるための重要なポイントである。

松山市子育て総合相談センターが把握している家庭は、福祉的課題を抱える「要支援」 に属する対象が多い。専門的な視点で配慮されながら、取組に関する広報協力を得られて いる点は、児童館の特性を生かしながら、支援を必要とする家庭を対象とした取組の実施 可能性をひろげている。

関係者との意見交換において、実施場所が遠方で来館できない子どもたちにも参加ニーズがあることが認識されている。市内の他の児童館への横展開や、より広い範囲で児童館外にアウトリーチ活動をしていくことの重要性も、関係者間で検討されるべき課題として確認されている点から、それぞれの専門的な見地も交えた協力範囲のなかで、協議が進められることを期待するところである。

2. 提言

本調査研究では、児童館ガイドラインにおいて児童館に期待される機能のひとつである「子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応」に関して、全国の児童館において参照されたい取組の企画等を通じて、今後の児童館活動の方向性検討に資することを目的としている。

5つの自治体で実施されたモデル的事業の取組で明らかとなったさまざまな可能性や課題から、(1)「居場所づくり」、(2)「関係機関へのつなぎ、協働」、(3)「直接支援」について論点を3つに整理し、児童館の機能や役割の具体化について提起する。

(1) 居場所づくり

①安心して過ごせる、心地よい居場所の提供

【子どもの安定した日常の生活と遊びを支援する拠点として】

児童館ガイドラインには、施設の基本特性として、子どもや保護者が置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設であることが示されている。モデル的事業の取組においては、児童厚生員による遊びとくつろぎの提供による居場所づくりが行われており、児童館内、児童館外に関わらず、子どもや保護者が自らの意思で、自由に遊び、くつろぎ、交流できる機会をつくっている。

その点を踏まえ、児童厚生員との気軽なコミュニケーションを通じて、困りごとや悩みを抱えている人を発見できる児童館の機能の充実は欠かせないものと考える。また、これまで来館しなかった人へのきっかけづくりや継続的な来館を促す取組は、地域資源との連携を模索するなかで工夫の余地は残されているものと捉え、日頃の居場所づくりの取組を足がかかりとして、さらに進められることを期待するものである。

【地域における子育て家庭の支援(子育て世代包括支援センター等との連携)】

児童館は、児童厚生員と来館者がコミュニケーションを図るなかで、子どもや保護者の様子を観察し、気になる点があれば、話を聞き取る機会がある。困りごとや悩みを抱えている人は、話を聞いてくれる相手がいるだけでも、気持ちの安心や落ち着きを取り戻すこ

とがあり、現に児童厚生員が日頃から行っている対応は、支援の一助になっていると言ってよい。

また、子育て世代包括支援センターや地域子ども・子育て支援事業、関係団体等の特徴を把握しておき、関係者同士のネットワークを築いておくことは、困りごとや悩みを抱えている子どもや保護者を発見した際に、適切な支援に早期につなげていける可能性をひろげるものである。そのため、関係者同士で情報交換できる関係性を築いておくことが望ましいと考える。その際には児童館の有している機能等を適切に伝えることが肝要である。児童館が地域のハブとして、その役割を発揮できる可能性もあるかもしれない。児童厚生員が地域資源を把握し、児童館が気軽に、身近な相談できる場所であることを示していくことが、安心して過ごせる、心地よい居場所の提供につながるものと考える。

②中・高校生世代の居場所の提供

【中・高校生世代のニーズや関わり方を踏まえた居場所づくり】

中・高校生世代にとって児童館は、サードプレイスとして位置づけられる。サードプレイスとは、学校でも、家庭でもない、居心地のいい第三の居場所である。モデル的事業の取組では、児童館内での中高生タイムの設定や、児童館外でのアウトリーチ活動において、来館のきっかけをつくることができる可能性を見出した。児童館や児童厚生員の存在を周知していく過程で、中・高校生世代のニーズを把握し、来館のきっかけにつなげ、居場所での関わり方に生かしていくことも重要である。そのためにも、来て良い場所、居て良い場所というメッセージを発信し続け、継続的な居場所での遊びや傾聴を通して、自主性を尊重したコミュニティが形成される点にも注視したい。

中・高校生世代が抱える不安や悩みは、ときに見えにくく、さまざまな視点からの情報共有は対象のニーズを把握するためにも重要な点と考える。支援機関や教育機関と連携し、 具体的な役割分担や中・高校生世代との関わり方等について確認し合うことで、不登校など 課題を抱えている子どもへの適切な対応につなげていくことができ、児童館が地域のサードプレイスとして、その役割を発揮できるものと考えている。

(2)関係機関へのつなぎ、協働

①必要とする支援を提供する関係機関につなぎ、継続的に協働

【要保護児童対策地域協議会や地域のネットワークとの連携や、児童館に 期待される役割】

あらゆる子どもとその保護者が利用できる児童館の特性から、児童館が担うことができるソーシャルワークとして、福祉的課題の発生予防、早期発見が行える可能性がみえてきた。児童厚生員は、気になる子どもや保護者に声をかけることができるため、さらに期待される役割は適切な支援へのつなぎである。それを可能とする実践のひとつとして、要保護児童対策地域協議会や地域ネットワークへの積極的な参画には重要な意味がある。関係者との協働体制の構築、そして児童館が地域の子育てを支援するために、その役割や機能を発揮できる可能性を有していることを、関係者に理解を得ていくことが、ひいては児童館で発見される子育て家庭の福祉的課題を、早期支援につなげられる機能強化を可能とする。

②地域の関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり

【目的を定めた関係者による継続的なミーティングの実施】

子どもたちの健全育成の環境づくりのためには、地域のネットワークや関係機関とのつながりが重要であることは先に述べたところである。関係者間による継続的なミーティングを実施することで、地域ニーズの把握や情報共有、役割分担による協力体制の構築が進められることが期待される。取組の持続可能性を検討するプロセスにおいて、関係者との相互理解、目的の共有、合意形成、PDCAによる取組評価等が期待される。また、さまざまな視座からの意見交換や協議を経ることで、課題構造が複雑化している背景を持つ、支援を必要とする対象者の理解が深まる。ときに児童館が中心となって、課題解決のために、関係者を招集し、取組を検討・推進するためのミーティングを行うことも可能である。

【地域資源の確認・協力体制の構築】

児童館における福祉的課題を抱える子育て家庭への支援は、自治体の相談窓口や民間団体、事業者等の地域資源との連携により、児童館が担うことができるソーシャルワーク機能を強化することにつながる。

地域資源を把握し可視化する「エコマップ」を作成することは、適切な関係機関へのつなぎや早期対応のための準備である。「エコマップ」の作成においては、地域資源と児童館、それぞれの役割を明確にし、相関関係を把握することが大切である。必要に応じて、地域資源を開発・発掘することも求められる。

また、人と人でつながることも大切だが、組織と組織で体系化した協力体制の構築も重要である。協力体制を良好に維持していくために、活動において個人的な負荷がかからないような配慮も必要である。そして、職員や関係者が交代しても、関係性が維持できるように、取組の運営マニュアル等を協働して整備することで目的や方針を明確にしておくことも連携の継続性を高める手立てとなる。

(3)直接支援

①個別のニーズ等を把握

【外部の専門職との連携による一次的な相談対応の実践】

児童館は、来館者が自分の子育ての話しができ、定期的に通える場所として、敷居の低い相談先として位置付けられるように努めたい。児童厚生員との何気ないやり取りのなかで発見される困りごとや悩みに対して、まず耳を傾ける場であり、必要な支援につなぐことができる機能を持っている。

専任の相談対応を行う職員を児童館に配置することには予算面等でハードルがある。そのため、モデル的事業の実施の中では、外部の機関との連携による専門職派遣、自治体の庁内連携による専門職の巡回訪問に取り組んだ。これらにより、児童厚生員が専門性を持って実施している遊びや居心地のよい環境づくりと、専門職による相談が有機的に実践できることが示唆された。

専門職による継続的な支援を受けるには、スケジュール調整を含めて、人的リソースの 確保やその支援の目的や方向性の共有等が必要となる。児童館が単独で調整していくこと ができない課題については、所管の自治体との連携が期待される。

【児童館外へのアウトリーチ活動によるニーズ把握の可能性】

継続的な児童館のアウトリーチ活動は、来館していない(できない)子どもたちと出会い、その抱えている課題に気づく可能性が高い。モデル的事業の取組において、課題を抱えていることにすら気づいていない子どもを含め、それを発見し、支援につなげていくことを、児童厚生員が実践できる可能性が示唆されている。

子どもや保護者が抱えている課題は、表面化しにくい側面もあり、児童館内では把握できなかった様子を、児童厚生員が提供する遊びやくつろぎを外部で行うことで、新たな気づきや発見につながることもある。それが、福祉的課題の予防的な対応につながる可能性もある。また把握したニーズを分析して、事業計画等に具体化していくことも、アウトリーチ活動の目的として重要な視点である。

②保護者、家庭への助言・相談支援

【ソーシャルワークの視点を身につける等の力量形成】

本調査研究では、児童館ガイドラインにも示されている児童館における社会福祉士の配置による期待や効果についても議論され、モデル的事業の取組においても専門的な知識や技術を持って福祉的課題の「発生予防」「早期発見」「支援へのつなぎ」に対応することの有意性が示唆されている。児童館は、妊娠期から 18 歳まで、切れ目のない支援をしていける児童福祉施設である。地域の拠点として、子育て支援における相談援助や仲間づくり、児童虐待防止、生活困窮家庭への支援、不登校やいじめなど、ソーシャルワークスキルが児童館職員には求められているところであり、社会福祉士の配置については、各自治体の児童館の方向性検討の中で、論点のひとつになることを期待するところである。

一方で、社会福祉士の資格がなくても、児童厚生員がソーシャルワークスキルを研鑽することは可能である。重要なのは、資格取得者の配置だけではなく、児童厚生員の力量形成において、社会福祉士が持つ役割の視点を持って、ソーシャルワークスキルの知識、技術を身に付けることにある。研修機会の確保や自己研鑽の配慮が、自治体や児童館の運営主体には期待される。

専門的な支援を担う人材の確保と定着は課題であるため、継続した検討が求められる。

関係機関との連携とその継続のためには、運営マニュアル等を整備し、目的や方針を明確化し、取組の計画的・心理的な安全性を示すことが重要である。また、専門的視野を踏まえた手順が明文化されることで、児童館のソーシャルワーク機能が体系化され、児童厚生員の力量形成や、連携する関係機関との持続的な運営体制の構築につながることが期待される。

特に福祉的課題を抱える子どもや保護者との対応は、プライバシーに関わる重要な個人情報を取り扱うことも多く、相談記録の情報管理等は相談者との信頼関係を築く上で、細心の注意を払いたい。職場倫理の必要性やコンプライアンス確保が今後も求められる。

折しも、この調査研究を実施している期間中に、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会で「身近な相談先」(かかりつけの相談機関)や「学校や家以外の子どもの居場所」に関する議論が行われた。また、これを受け、児童福祉法の改正も予定されている。本稿やモデル的な事業の方向性はこの議論との整合も意識したことを記しておきたい。

また、厚生労働省では、令和4年度予算に「児童館における健全育成活動開発事業」を 計上するなど、児童館での取組について支援することとしている。この調査研究の成果が 各自治体・児童館の取組の一助となることを期待している。



モデル的事業の関連資料

参考① 岡山県倉敷市 児童館における「子育て相談」の運営マニュアル

児童館における「子育て相談」 運営マニュアル

実施主体:岡山県倉敷市 水島児童館

運営協力:児童家庭支援センタークムレ

2022年3月

1.はじめに

① 取組の趣旨

子育てに関する困りごとや悩み、不安に思っていることなどを保護者が気軽に話すことのできる場として、月1回のペースで児童館内で「子育て相談」を 実施しています。

児童家庭支援センタークムレ(運営:社会福祉法人クムレ)の相談支援員 (社会福祉士、保育士)との連携により、専門的立場での助言や支援などを行 うことができ、児童館職員とは異なる視点で保護者の気持ちを受け止める機会 にしていきます。また、必要に応じて、クムレが実施している乳幼児親子を 対象とした体験会への参加を促すなど、具体的な支援に繋がりやすくします。

児童館職員とクムレの相談支援員が情報を共有することで、日頃、親子が 児童館へ遊びに来た時に、その後の様子や変化について言葉かけをしたり話を 聞いたりして、継続的な個別の対応や支援に繋げていきます。

② 支援の基本姿勢

親子が安心して過ごすことのできる場所として、いつもと変わらない雰囲気づくりを心がけます。子どもが児童館という場や職員に慣れるように、日頃から挨拶や言葉かけ、保護者と一緒に考え取り組んでいくという思いをもって、保護者の困り感や抱えている思いを聞き共有し、ともに試行錯誤していきます。子ども自身の成長を見守り、認め、伝えるとともに、保護者自身が頑張っていることに対しても認め、伝える姿勢を大切にします。

また、保護者がクムレ職員と話しやすいように、子どもが安心して遊ぶことができるように見守り、支援しています。

③ 親子が相談しやすい場所として

- 事前申し込みではなく、当日参加できる行事として実施します。親子に ハードルを感じさせず、気軽に参加してもらえるようにします。
- 子どもが遊ぶことのできる環境にしたり、親子でふれあい遊びを行う時間を設けたりするなど、気軽に参加し話ができるようにします。
- 相談してもしなくてもよい環境・雰囲気にすることで、保護者の気持ちを 尊重します。
- じっくりと相談したい保護者には、別室で相談時間を確保できるようにします。

① 児童家庭支援センタークムレとの連携

専門スタッフの相談支援員による出張相談

「子育て相談」の取組は、地域に密着し、子育てに悩んでいる家庭に寄り添いながら、相談支援を行っている児童家庭支援センタークムレ(運営:社会福祉法人クムレ)と連携して実施します。クムレの相談支援員(社会福祉士、保育士)が児童館に出張し、場面ごとの子どもの関わり方や、言葉が遅いなどの子育て・子育ちに関する悩みに助言や支援を行います。また、関係機関を案内して繋ぐことや、連携先と連絡・調整を行いながら、より良い支援が行われるように相談者に対応していきます。

また、子育て相談終了後に児童館職員と相談支援員でミーティングを行い、相談内容の 共有や支援の内容について話し合います。記録もお互いに共有しながら、相談者や発達が気 になる親子の様子を継続的に確認していき、子どもの発達に不安や悩みを抱える子育て家庭 の心理的ケア、及び、発達障害の早期発見・早期対応に繋がるように取り組みます。

児童館職員は子育て相談の取組を通して、相談支援員の専門的な助言も受けながら、児童館が担うことのできるソーシャルワーク機能や福祉的アセスメントを考察し、職員の力量 形成の機会としていきます。

- 児童館職員が気になる親子に子育て相談の場への参加を促し、当日の相談員入室前にどの親子か、何が気になるのかを確認します。
- 相談受付後、継続して相談が必要と思われる親子は、児童家庭支援センタークムレ(子ども何でも相談センター)を含む専門相談に繋ぎ、相談支援さらにはその後のサポートに結び付けます。
- 個別設定での相談希望については、子育て相談以外の場面でも対応可能できるようにします。 (個室対応、別日時対応等)
- 相談内容と応対内容については、書面での記録と口頭にて児童館職員と情報共有します。
- 専門相談に繋がった後については、ミーティング等で経過を情報共有します(当事者の了承を得た上でが望ましい)。

クムレの専門スタッフが対応している相談内容



② 広報計画

1ヶ月半前

当日

児童館だより作成

館内掲示 職員の声がけ・配布 HP掲載

地域関係機関に周知協力たよりの配布・掲示

参加者受け入れ

「わくわく☆ひろば」は親子で遊びながら、 クムレの相談支援員に子育てについて相談 できる機会であることを広報。

HP掲載、館内の掲示板、乳幼児が利用する スペースに掲示。気になる親子には、タイ ミングを図りながら職員が声がけして案内。

児童館だよりの周知協力を依頼し、相談 窓口等で対応している気になる親子に、 チラシを案内してもらう。

参加への敷居を高く感じさせない為に、 事前申し込み制にせず、当日の自由来館で 気軽に参加できるように受け入れる。



<配布・掲示協力先> 水島地区の公共施設・認定こども園・保育園・幼稚園・小学校・中学校 -3-

③ 環境設定

親子が参加しやすい・相談しやすい時間設定

「子育て相談」と「わくわく☆ひろば」の実施時間が重なるように予定することで、「じっくり相談したい人」、「遊びに参加しながら気軽に相談したい人」、「遊びに参加したい人」など、様々な方が当日の自由来館で参加しやすいように設定します。また、終了後も館内に相談支援員が残り、参加者とコミュニケーションをとりながら個別の相談に対応できるようにします。

10:15~12:00頃まで児童館内に滞在



子育て相談 10:30~11:30

個別対応 11:30~

児童家庭支援センタークムレ 相談支援員(社会福祉士、保育士) わくわく☆ひろば 11:00~11:30

<相談支援員の対応>

じっくり相談したい人	特に10:30〜11:00及び「わくわく☆ひろば」終了後 11:30以降は、相談支援員が館内を巡回しながら相談を受 け付けやすい体制をとります。相談を目的に来館される方、 館内で声をかけられることをきっかけに相談を希望される方 がいれば個別に対応します。
遊びに参加しながら 気軽に相談したい人	「わくわく☆ひろば」に参加している親子に相談支援員が 遊びに参加しながら声をかけたり、様子を観察したりして、 気になる方や相談を希望する方がいれば、悩みや心配事など 日頃の様子をヒアリングします。
遊びに参加したい人	「わくわく☆ひろば」への参加を目的に来館する親子に、相談支援員がいることを認知してもらうきっかけをつくります。何か子育てについて気になることがあれば、気軽に相談できる相手がいることを伝えます。また、相談支援員が遊んでいる様子を観察している中で、気になる親子をみつけた場合は個別にコミュニケーションをとり、必要に応じて児童館職員と相談しながら対応を検討します。

乳幼児親子が安全・安心に参加できる場所の設定

児童館に乳幼児の親子を迎えるにあたり、「安全・安心」に利用していただく為、施設内で起こり得るケガや事故の危険因子を認識し、日頃から安全管理や緊急時の対応、新型コロナウイルスやその他感染症の対策を職員全員で話し合い、共有しておきます。

特に「子育て相談」の取組においては、発達障がいの特性を示す子どもが来館することも考慮して、実施場所の安全チェックや職員配置を行うことが大切です。

<実施場所の安全チェック項目>

	内 容	チェック
1	遊具は月齢や使用目的にあったものを選んでいるか。	
2	遊具は事前に消毒済みであるか。	
3	遊具に破損しているところはないか。	
4	机などの角の鋭い部分は、クッションなどでガードしているか。	
5	出入口から子どもがひとりで出ていかないように扉を閉めているか。	
6	周囲や床に、つまずきやすい物や段差がないか。	
7	子どもが口、鼻、耳に入れるような小物がないか。	
8	赤ちゃんを抱いたり、おぶったりするときに周囲にぶつかる物がないか。	
9	赤ちゃんがつかまり立ちをしたり、つたい歩きをしたりするときに危険になる物がないか。	
10	子ども用の椅子は安定のよいものを使用しているか。	
11	子どもが開けられる引き出しやドアはないか。	
12	子どもが窓ガラスに近づけないようになっているか。	
13	卓球台など大きい物やぶつかると倒れやすい物に近づけないようになっているか。	
14	電気コードや電子機器に近づけないようになっているか。	
15	掲示物に画鋲を使用していないか、はがれているものがないか。	
16	窓を開けて事前・実施中・事後に換気しているか。	
17	入館時に検温、消毒、受付(記名)を行っているか。	
	F	